

報告第17号

平成15年6月25日承認

総務・企画部会法務分科会の事務事業調整方針について

総務・企画部会法務分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成15年6月25日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

# 報告第17号

## 協 議 会 報 告 項 目

総 務 ・ 企 画 部 会

法務分科会 1-4

津 地 区 合 併 協 議 会

## 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
1 - 4 - 1	条例、規則、要綱等の審査事務	4/24			5/8	
1 - 4 - 2	訴訟事件等に対する指導、助言事務	4/24			5/8	
1 - 4 - 3	顧問弁護士との連絡調整	4/24			5/8	
1 - 4 - 4	行政手続制度	4/24			5/8	
1 - 4 - 5	固定資産評価審査委員会	4/24			5/8	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	法務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 条例、規則、要綱等の審査事務	<p>条例、規則等の審査事務については、通常、担当課において原案を作成した後、法務担当において、法制執務上の審査を行っている。具体的には、立法目的は明確か、条例、規則等による規制が適当か、法令等に適合しているか、他の条例等との整合性がとれているかなどの内容面や用語の明確性、構成の論理性等の正確な表現及び住民に分かりやすい表現などの立法表現について事前の審査事務を行っている。</p>	<p>条例、規則等の審査事務については、通常、担当課において原案を作成した後、総務課情報公開文書係において、法制執務上の審査を行っている。さらに条例及び規則については、久居市例規審査委員会で審査をおこなっている。具体的には、立法目的は明確か、条例、規則等による規制が適当か、法令等に適合しているか、他の条例等との整合性がとれているかなどの内容面や用語の明確性、構成の論理性等の正確な表現及び住民に分かりやすい表現などの立法表現について事前の審査事務を行っている。</p>	<p>条例、規則等の審査事務については、原則担当課が原案を作成し、必要に応じ起案前に法務担当において審査することとしている。審査内容は、形式審査のみで、その内容審査にまでは及んでいない。 平成13年度より、外部委託し必要に応じ、他の法令との整合性等の内容審査を行っている。 年間委託料90万円</p>	<p>条例、規則等の審査事務は、担当課において原案を作成した後、法務担当において、法制執務上の審査を行っている。</p>	<p>条例、規則等の審査事務については、通常、担当課において原案を作成した後、法務担当（総務課）において、法制執務上の審査を行っている。</p>	<p>条例、規則等の審査事務については、通常、担当課において原案を作成した後、総務課法務担当において、法制執務上の審査を行っている。具体的には、立法目的は明確か、条例、規則等による規制が適当か、法令等に適合しているか、他の条例等との整合性がとれているかなどの内容面や用語の明確性、構成の論理性等の正確な表現及び住民に分かりやすい表現などの立法表現について事前の審査事務を行っている。</p>
2 訴訟事件等に対する指導、助言事務	<p>訴訟事件、訴訟事件となるおそれのある事件、その他法的事項を含む案件について、適正な行政運営に資するため、所管課からの相談等に応じ、指導、助言を行っている。</p>	<p>訴訟事件における弁護士との調整、訴訟事件となるまでの調停の段階で、所管課からの相談等に応じ、指導、助言を行っている。</p>	-	-	<p>所管課からの相談等に応じ、指導、助言を行っている。</p>	-
3 顧問弁護士との連絡調整	<p>概ね週1回の顧問弁護士による法律顧問相談(各課の事務事業の遂行に関し、法的事項について法律顧問の指導を受ける。)及び訴訟等に関し、顧問弁護士(2名)との連絡調整を行っている。</p>	<p>基本的には、所管課が顧問弁護士との連絡調整を行っているが、複数の課に跨っていたり、訴訟になれば弁護士(1名)との連絡調整をする。</p>	<p>弁護士1名と顧問弁護士契約を締結している。 各課の事務事業遂行に関し、法的事項の指導及び訴訟に関する事項は、担当課において顧問弁護士と調整を行っている。 契約等の事務は、総務課で行っている。</p>	<p>各課の事務事業の遂行に関すること、法的事項及び訴訟等に関し、顧問弁護士との連絡調整を行っている。</p>	<p>必要に応じ、顧問弁護士による法律顧問相談(各課の事務事業の遂行に関し、法的事項について法律顧問の指導を受ける。)及び訴訟等に関し、顧問弁護士との連絡調整を行っている。 顧問弁護士は、1名</p>	<p>訴訟等に関し、顧問弁護士との連絡調整を行っている。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 津市の例により調整する。(合併と同時) 2. 津市の例により調整する。(合併と同時) 3. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
条例、規則等の審査事務については通常担当課において原案を作成し、総務課において他の条例等との整合性、用語の明確性等を審査する。	安濃町と同じ	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託については、廃止する方向で調整する。</li> <li>・例規審査委員会については、その機能を検討するため、引き続き協議が必要である。</li> </ul>
津市と同じ	ー	津市と同じ	同左	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・口頭、文書による相談</li> <li>・支払命令申立書の作成</li> <li>・各種交渉の立ち会い</li> </ul>	必要に応じ、顧問弁護士との連絡調整を行っている。 ○顧問弁護士 1名	特に定期的な相談日等は設定せず、必要に応じて随時、相談・指導を顧問弁護士(1名)にお願いしており、相談及び訴訟等に関し連絡調整を行っている。	法律顧問相談(各課の事務事業の遂行に関し、法的事項について法律顧問の指導を受ける。)及び訴訟等に関し、顧問弁護士(1名)との連絡調整を行っている。又、直接所管課において顧問弁護士と相談、指導を受けた事項については、相談経緯、要点の法務担当への報告を義務化している。	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	法務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 行政手続制度	行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、各課等における行政手続条例に基づく審査・処理基準の設定等を推進する。	同左	同左	同左	津市に同じ	同左
5 固定資産評価審査委員会	<p>固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服申出を審査する第三者機関として、固定資産評価審査委員会が置かれている。</p> <p>現在の委員数は各界から選任された6名で、審査に当たっては3名の合議体を組織している。委員会の事務局は、一層の中立性を確保するため、課税担当課ではなく、政策課に置かれている。</p> <p>報酬日額8,800円</p>	<p>同左</p> <p>現在の委員数は3名で、審査に当たっては3名の合議体で審査している。委員会の事務局は、一層の中立性を確保するため、税務課固定資産税係ではなく、税務課管理徴収係に置かれている。</p> <p>報酬年額43,000円</p>	<p>同左</p> <p>現在の委員数は各界から選任された3名で、委員会の事務局は、税務課に置かれている。</p> <p>報酬日額6,900円</p>	<p>同左</p> <p>委員数は3名。委員会の事務局は、税務課に置かれている。</p> <p>報酬日額6,900円</p>	<p>同左</p> <p>委員数は3名。委員会の事務局は、税務課に置かれている。</p> <p>報酬日額6,900円</p>	<p>同左</p> <p>現在の委員数は各界から選任された4名で、審査に当たっては3名の合議体を組織している。</p> <p>報酬日額6,900円</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 現行のまま、新市に引き継ぐ。 5. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
同左  現在の委員数は3名で、審査に当たっても3名の合議体を組織している。  報酬日額5,000円	同左  現在の委員数は4名である。  報酬日額5,000円	同左  現在の委員数は建築業者から選任された3名で組織している。委員会の事務局は、税務課に置いている。  報酬日額5,000円	同左  現在の委員数は建築業者から選任された3名で組織している。委員会の事務局は、税務課に置いている。  報酬日額5,300円	・審査機関としては、今後ますます専門性を要求されるため、そうした点に重点を置いて選任する。